

同意書兼誓約書

鏡石一小または二小放課後児童クラブへの入所を申し込むにあたり、以下の事項についてご確認のうえ、チェック欄に✓し、児童クラブ名、保護者（児童）氏名の記入、押印をお願いします。

	事項	チェック欄
1	申請書類は指定の期日までに提出します。正当な理由なく提出がない場合や、提出が遅れた場合は、入所審査の対象外となっても異議申し立てをいたしません。	
2	申請書類の内容に虚偽があったときは、児童クラブの利用を取り消されても異議申し立てをいたしません。	
3	家庭状況（保護者の婚姻・離婚、家族の死亡など）や、就労状況（転職、退職など）等、申請内容に変更があったときは、速やかに福祉こども課または放課後児童クラブへ連絡します。	
4	登録利用を必要とする事由に該当しなくなったとき（求職、退職、育休など）は、速やかに退所届を福祉こども課へ提出します。	
5	児童クラブの利用にあたり、必要な場合は、幼稚園・保育園（所）、小学校等から児童について情報の提供及び共有されることに同意します。	
6	利用選考時点において、児童クラブ利用料、児童クラブ一時延長利用料、保護者会費（おやつ代等含む）に滞納がある場合は、利用決定保留になります。利用前までに滞納している利用料等を速やかに納付後、利用決定になることに意義申し立てしません。	
7	登録利用料、一時・延長利用料、保護者会費、おやつ代は、納期限までに必ず納付します。正当な理由なく1か月分以上滞納が続いた場合は、利用を取り消されても異議申し立てをいたしません。なお、滞納が続く場合は、児童手当から利用料を納付する特別徴収に応じます。	
8	児童が職員の指示に反し、他児に迷惑行為を行うなど集団生活を送ることが困難と判断される場合には、利用を取り消されても異議申し立てをいたしません。	
9	欠席するときは、必ず保護者が児童クラブに連絡し、仕事が休みなどで保護者が在宅の場合は、できる限り家庭で過ごします。	
10	児童の送迎については、決められた時間を厳守します。また、事故・病気等の連絡（児童本人が体調不良を訴えた場合を含む）を受けた場合、速やかにお迎えに行きます。	
11	同意書兼誓約書の内容に反した場合は、利用を取り消されても異議申し立ていたしません。	

上記すべての事項について同意し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

鏡 石 町 長 様

放課後児童クラブ名：鏡石 小放課後児童クラブ

児童名：_____

児童名：_____

児童名：_____

保護者氏名：_____ (印)